

砺波市農業委員会4月総会議事録

開催日時 令和7年4月8日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 25名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	18番	土田 英雄
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
6番	前野 久	20番	満保 雅春
7番	石田 智久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	26番	源通 一郎
12番	田嶋 和樹	27番	齋藤 徹
13番	森田 修	28番	片山 雅喜
14番	松浦 正一	29番	水野 勢津子
15番	飯田 輝一		

欠席した委員 4名

4番	柴田 泰利	24番	山本 渉
11番	樋掛 雅彦	25番	小幡 直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員 2名

主幹 大石 哲也 主任 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主任 平塚 伸治

## 付議案件

### 議事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請  
に対し意見決定について
- 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定  
転用許可申請に対し意見決定について

### 協議

- 1) 協議事項1号 [参考]砺波市農地標準賃借料について
- 2) 協議事項2号 農用地利用計画の変更について

### 報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

### その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会4月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。4月になり、農作業も慌ただしくなる時節となりました。さて、先月3月28日付けの全国農業新聞の記事に、水田活用の直接支払交付金の見直しで、現行の交付要件である5年に一度の水張りという要件を2027年度からなくすというようなことが書いてあったかと思えます。このことについて市水田農業推進協議会に問い合わせたところ、農林水産省が示した政策見直しの方向性は、「水田を対象とした支援から作物ごとの生産性向上などへの支援へ転換」であり、水田ではないことを理由に交付金の対象からは外さないという認識で整理されていく見込みということでした。この農林水産省の示した方向性をベースに議論されていくため、今後の情報にも留意していきたいと思えます。

簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願います。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願います。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号18番土田 英雄委員・議席番号19番 中村 栄克委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。  
今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、仲間田の所有者が譲り受けます。番号2は、これまで譲受人が畑として利用していた農地を、引き続き耕作するため譲り受けます。番号3と4は、耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けます。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第1号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 1番について、今回の申請地93.91㎡は譲受人の所有する田の中にあります。今までも畦もなく一括して耕作されてきました。この度申請地の所有者が亡くなり、相続財産管理人からの申出があり、譲受人がこの際取得することで話がまとまったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 飯田委員、どうぞ。

飯田輝委員 2番について、譲受人が自家菜園として利用している譲渡人の農地を購入するものです。元はお互いの親同士の間で譲渡の意向はありましたが、諸般の事情で先延ばしとなっていたところ、今回話がまとまり手続きすることとなりました。ご承認よろしく申し上げます。

議長 他にご質問等は、ございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転  
転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。  
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件の別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」  
になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当しま  
す。申請者は、自動車販売業等を営んでおり、業務の拡大に伴い駐車場の拡  
張を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」  
になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当しま  
す。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画  
しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。  
農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請  
者は、共同住宅の駐車場を計画しています。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第2号」につきまして、ご  
質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1番について、譲受人は販売する車両の展示スペースとして駐車場を確保していますが、業務の拡大により敷地が不足するようになりました。そのため店舗の北側にある申請地を取得して駐車場を拡幅したいということで今回の申請に至りました。

2番について、申請地は昨今住宅等の建設が非常に多い地域にあります。交通の利便性や周囲の住環境等から条件が良く、住宅建築を検討していた譲受人が住宅敷地として取得を申請するものです。ご承認よろしくお願ひします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 3番について、奥にある宅地で建設される共同住宅の駐車場敷地としての転用申請です。遊休化していた宅地の解消等も含め、地元から解消が希望されていたものです。ご承認よろしくお願ひします。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第2号」につきまして、賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し、意見決定について」事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。  
今月の案件は1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」

になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。申請者は、自動車販売業等を営んでおり、業務の拡大に伴い事業用地の拡張を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第3号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　松浦委員、どうぞ。

松浦委員 　　昨年の10月の総会において農振除外の申請の審議をいただいた案件です。事業の拡大のため、現在の敷地に隣接した申請地において事業用建物の建築・駐車場の拡張を計画しています。ご承認よろしく願います。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第3号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「協議事項1号 [参考]砺波市農地標準賃借料について」事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の4ページをお願いします。2月総会後に「農地賃借料小委員会」を開催し、9名の委員により令和7年産の農地標準賃借料について協議を進めていただきました。様々なご意見を踏まえ、令和7年産の参考の農地標準賃借料は、令和6年産と同額になりました。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

川邊委員  
（議 長） 　　賃借料の計算には富山県農業会議からの資料を使っており、過去7年のうち最高値・最低値を除いた5年分を元に計算しています。標準賃借料の内容については、2月の小委員会の場で区分の見直しが必要なのではな

いかという意見もありましたが、今後の検討課題ということで今年度においてはそのままということになりました。全体としては、米価が上がっていても生産費も上がっているのので、賃借料を上げることも下げることもしないのではないかという結論となりました。

議 長 他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「協議事項2号 農用地利用計画の変更について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。  
令和7年2月に受け付けた農振除外の願出は2件となっております。

(除外案件番号1朗読)

除外案件別添資料の1ページから5ページまでと併せてをお願いします。  
譲受人は、不足している寺院の駐車場を計画しています。

(軽微な変更案件番号1朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてをお願いします。  
譲受人は事業用地の一部の農地を駐車場で利用していました。このたび、農振除外の是正を図ります。  
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項2号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 除外案件について、現在寺院の駐車場はありますが狭いことと、お寺の

行事があったときに来られた方、あるいはお盆の時など墓参りに来られる方が大勢いらっしゃった際には寺院の前の市道に車を駐車するという状態が続いていました。この市道は小中学生の通学路にもなっていて、交通の安全面でよろしくない面がありました。その状態の解消のため、申請地で駐車場を増やしたい意向です。ご承認よろしくをお願いします。

議 長 他にご質問等はありませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「協議事項2号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。  
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。  
これにて閉会いたします。

(閉会14:30)